

改正後

個④ 002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書

平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の  
予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書

11 月減額申請の場合は「7 月」の文字を削除してください。

住所 (〒 ) 職業  
フリガナ 氏名 電話番号

年 月 日提出

平成 30 年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

通知を受けた金額	申請金額
円	円
予定納税基準額又は申告納税見積額	
予 定 第 1 期 分	
納 税 額 第 2 期 分	

○「通知を受けた金額」欄には、「平成 30 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11 月減額申請の場合で、既に 7 月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (⑤の金額)」、「予定納税額 (⑩、⑪の金額)」をそれぞれ書いてください。

1 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください)  
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)

2 減額申請の具体的な理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)

3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)

(1) ..... (2) .....  
 (3) ..... (4) .....

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

営業等・農業 ①	申請金額	円
不動産 ②		
利子 ③		
配当 ④		
雑 ⑤		
総合譲渡・一時 ⑦		
合計 ⑧		
雑損控除 ⑪		
医療費 (特例) 控除 ⑫		
社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除 ⑬		
生命保険料控除 ⑭		
地震保険料控除 ⑮		
寄附金控除 ⑯		
障害者・寡婦 寡夫・勤労学生 控除 ⑰		
配偶者控除 ⑱		
配偶者特別控除 ⑲		
扶養控除 ⑳		
基礎控除 ㉑	380,000	
合計 ㉒		

課税される所得金額 ⑤に対する額 ⑥  
 ⑤の金額を、まず⑥の金額から差し引き、引ききれないときは、⑤及び⑥の金額から差し引いて書いてください。

税 上の⑥に対する税額 ⑦  
 上の⑥に対する税額 ⑧  
 額 合計 ⑨

配当控除 ⑩  
 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ⑪  
 政党等寄附金等特別控除 ⑫  
 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 ⑬  
 差引所得税額 (⑨-⑩-⑪-⑫-⑬) (赤字のときは 0 と書いてください) ⑭  
 災害減免額、所得税に係る外国税額控除額 ⑮  
 所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100/102.1) ⑯  
 再差引所得税額 (⑭-⑯-⑰) (赤字のときは 0 と書いてください) ⑱  
 ⑱ × 2 . 1 % ⑲  
 申告納税見積額 (⑲+⑳) (15 万円未満のときは 0 と書いてください) ㉑  
 予 定 第 1 期 分 納 税 額 ㉒  
 第 2 期 分

ご注意  
 ◎この申請書の提出期限は、原則として、7 月減額申請の場合は 7 月 17 日、11 月減額申請の場合は 11 月 15 日です。  
 ◎予定納税額は 7 月減額申請と 11 月減額申請とでは計算のしかたが異なりますからご注意ください。  
 ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

署名押印 (電話番号)

通信日付印の年月日 確認印 整理番号 青白区分 振替納税利用金融機関番号 一連番号

改正前

個④ 002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書

平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の  
予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書

11 月減額申請の場合は「7 月」の文字を削除してください。

住所 (〒 ) 職業  
フリガナ 氏名 電話番号

年 月 日提出

平成 29 年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

通知を受けた金額	申請金額
円	円
予定納税基準額又は申告納税見積額	
予 定 第 1 期 分	
納 税 額 第 2 期 分	

○「通知を受けた金額」欄には、「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11 月減額申請の場合で、既に 7 月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (⑤の金額)」、「予定納税額 (⑩、⑪の金額)」をそれぞれ書いてください。

1 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください)  
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)

2 減額申請の具体的な理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)

3 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)

(1) ..... (2) .....  
 (3) ..... (4) .....

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

営業等・農業 ①	申請金額	円
不動産 ②		
利子 ③		
配当 ④		
雑 ⑤		
総合譲渡・一時 ⑦		
合計 ⑧		
雑損控除 ⑪		
医療費 控除 ⑫		
社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除 ⑬		
生命保険料控除 ⑭		
地震保険料控除 ⑮		
寄附金控除 ⑯		
障害者・寡婦 寡夫・勤労学生 控除 ⑰		
配偶者控除 ⑱		
配偶者特別控除 ⑲		
扶養控除 ⑳		
基礎控除 ㉑	380,000	
合計 ㉒		

課税される所得金額 ⑤に対する額 ⑥  
 ⑤の金額を、まず⑥の金額から差し引き、引ききれないときは、⑤及び⑥の金額から差し引いて書いてください。

税 上の⑥に対する税額 ⑦  
 上の⑥に対する税額 ⑧  
 額 合計 ⑨

配当控除 ⑩  
 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ⑪  
 政党等寄附金等特別控除 ⑫  
 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 ⑬  
 差引所得税額 (⑨-⑩-⑪-⑫-⑬) (赤字のときは 0 と書いてください) ⑭  
 災害減免額、所得税に係る外国税額控除額 ⑮  
 所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100/102.1) ⑯  
 再差引所得税額 (⑭-⑯-⑰) (赤字のときは 0 と書いてください) ⑱  
 ⑱ × 2 . 1 % ⑲  
 申告納税見積額 (⑲+⑳) (15 万円未満のときは 0 と書いてください) ㉑  
 予 定 第 1 期 分 納 税 額 ㉒  
 第 2 期 分

ご注意  
 ◎この申請書の提出期限は、原則として、7 月減額申請の場合は 7 月 18 日、11 月減額申請の場合は 11 月 15 日です。  
 ◎予定納税額は 7 月減額申請と 11 月減額申請とでは計算のしかたが異なりますからご注意ください。  
 ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

署名押印 (電話番号)

通信日付印の年月日 確認印 整理番号 青白区分 振替納税利用金融機関番号 一連番号



改正後

申告納税見積額等の計算書の書き方

- 1 「所得金額」①～⑩欄**  
6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で平成30年分の所得金額を見積もって書いてください。  
この場合、次の点に注意してください。
- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。  
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『平成30年分予定納税について』の「平成30年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。  
$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$
- (4) 「⑨、⑩」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。  
イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」  
ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」  
ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」  
ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」  
ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……「上場株式等の分離配当等」  
ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」  
ト 山林所得……「山林」
- 2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑳欄**  
6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で平成30年分の控除額を見積もって書いてください。
- 3 「税額」㉔～㉙欄**  
(1) 「上の㉓に対する税額」㉔欄……『平成30年分予定納税について』の「平成30年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。  
(2) 「上の㉓に対する税額」㉕欄……1の(4)の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉔の各種の金額)に対する税額を書きます。  
イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
課税分離短期譲渡の金額×30%  
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。  
ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
課税分離長期譲渡の金額×15%  
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。  
ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
一般株式等の課税譲渡等の金額×15%  
ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
上場株式等の課税譲渡等の金額×15%  
ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
上場株式等の課税分離配当等の金額×15%  
ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
先物取引の課税分離雑等の金額×15%  
ト 課税山林の金額に対する税額……『平成30年分予定納税について』の「平成30年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉚欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。**  
(1) 配当控除……「㉔の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、  
イ 1千円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。  
㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。  
ロ 1千円を超える場合……税務署にお尋ねください。  
(2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。
- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉛欄、「政党等寄附金等特別控除」㉜欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉝欄……税務署にお尋ねください。**
- 6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉞欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。**  
(注) 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。
- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉟欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。**  
源泉徴収税額×100/102.1
- 8 「予定納税額」㊱、㊲欄**  
(1) 7月減額申請の場合  
「第1期分」㊱欄……それぞれ「申告納税見積額」㉔の金額の3分の1「第2期分」㊲欄……に当たる金額を書きます。  
(2) 11月減額申請の場合  
「第1期分」㊱欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。  
「第2期分」㊲欄……[「申告納税見積額」㉔-「第1期分」㊱]× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。  
ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉔の金額の2分の1に当たる金額を書きます。
- (注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額(㉔欄)については、復興特別所得税額相当額(所得税額の2.1%)(㉟欄)を含めて計算します。
- 申告納税見積額等の計算は、平成30年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。  
この計算は、6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在で平成30年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。
- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

改正前

申告納税見積額等の計算書の書き方

- 1 「所得金額」①～⑩欄**  
6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で平成29年分の所得金額を見積もって書いてください。  
この場合、次の点に注意してください。
- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。  
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について』の「平成29年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。  
$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$
- (4) 「⑨、⑩」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。  
イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」  
ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」  
ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」  
ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」  
ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……「上場株式等の分離配当等」  
ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」  
ト 山林所得……「山林」
- 2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑳欄**  
6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で平成29年分の控除額を見積もって書いてください。
- 3 「税額」㉔～㉙欄**  
(1) 「上の㉓に対する税額」㉔欄……『平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について』の「平成29年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。  
(2) 「上の㉓に対する税額」㉕欄……1の(4)の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉔の各種の金額)に対する税額を書きます。  
イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
課税分離短期譲渡の金額×30%  
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。  
ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
課税分離長期譲渡の金額×15%  
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。  
ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
一般株式等の課税譲渡等の金額×15%  
ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
上場株式等の課税譲渡等の金額×15%  
ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
上場株式等の課税分離配当等の金額×15%  
ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。  
先物取引の課税分離雑等の金額×15%  
ト 課税山林の金額に対する税額……『平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について』の「平成29年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉚欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。**  
(1) 配当控除……「㉔の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、  
イ 1千円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。  
㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。  
ロ 1千円を超える場合……税務署にお尋ねください。  
(2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。
- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉛欄、「政党等寄附金等特別控除」㉜欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉝欄……税務署にお尋ねください。**
- 6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉞欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。**  
(注) 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。
- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉟欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。**  
源泉徴収税額×100/102.1
- 8 「予定納税額」㊱、㊲欄**  
(1) 7月減額申請の場合  
「第1期分」㊱欄……それぞれ「申告納税見積額」㉔の金額の3分の1「第2期分」㊲欄……に当たる金額を書きます。  
(2) 11月減額申請の場合  
「第1期分」㊱欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。  
「第2期分」㊲欄……[「申告納税見積額」㉔-「第1期分」㊱]× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。  
ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉔の金額の2分の1に当たる金額を書きます。
- (注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額(㉔欄)については、復興特別所得税額相当額(所得税額の2.1%)(㉟欄)を含めて計算します。
- 申告納税見積額等の計算は、平成29年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。  
この計算は、6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在で平成29年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。
- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

改 正 後	改 正 前																																																																																										
<p>(削除)</p>	<p>個⑥ 109 申告書 (損失申告用) 付表 (東日本大震災の被災者の方用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">平成 22 年分の所得税の____申告書 (損失申告用) 付表 (東日本大震災の被災者の方用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所 (又は 事業所 事務所 居所など)</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">フリガナ 氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">この付表は、震災特例法第 7 条 (純損失の繰越控除の特例) の規定の適用を受ける方が、申告書第四表 (損失申告用) の「3 翌年以後に繰り越す損失額」に代えて使用します。</p> </div> <p style="margin-bottom: 10px;">○ 翌年以後に繰り越す損失額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">青色申告者の損失の金額</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">下記以外の純損失金額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">㊦</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">平成 22 年被災純損失金額</td> <td style="text-align: center;">㊦'</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊧</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">変動所得の損失額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊨</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額</th> <th style="width: 5%;">所得の種類</th> <th style="width: 10%;">被災事業用 資産の種類など</th> <th style="width: 10%;">損害の原因</th> <th style="width: 10%;">損害年月日</th> <th style="width: 10%;">A 損 害 金 額</th> <th style="width: 10%;">B 保 険 金 な ど で 補 填 さ れ る 金 額</th> <th style="width: 10%;">C 差 引 損 失 額 (A-B)</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊩</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">山 林 以 外</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">営業等 ・農業</td> <td colspan="5" style="padding: 2px;">うち 棚卸資産震災損失額</td> <td style="text-align: center;">㊩'</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 2px;">うち 固定資産震災損失額</td> <td style="text-align: center;">㊩''</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">山 林</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">不動産</td> <td colspan="5" style="padding: 2px;">うち 固定資産震災損失額</td> <td style="text-align: center;">㊩</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 2px;">うち 固定資産震災損失額</td> <td style="text-align: center;">㊩'</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">山林所得に係る被災事業用資産の損失額</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">下記以外の純損失金額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">㊪</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">平成 22 年被災純損失金額</td> <td style="text-align: center;">㊪'</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額</td> <td style="padding: 2px;">下記以外の純損失金額</td> <td style="text-align: center;">㊫</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">平成 22 年被災純損失金額</td> <td style="text-align: center;">㊫'</td> <td></td> </tr> </table> </div>	住所 (又は 事業所 事務所 居所など)		フリガナ 氏名		青色申告者の損失の金額	下記以外の純損失金額	㊦		円		平成 22 年被災純損失金額	㊦'			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		㊧			変動所得の損失額		㊨			被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額	所得の種類	被災事業用 資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損 害 金 額	B 保 険 金 な ど で 補 填 さ れ る 金 額	C 差 引 損 失 額 (A-B)						. .			㊩	円	山 林 以 外	営業等 ・農業	うち 棚卸資産震災損失額					㊩'		うち 固定資産震災損失額					㊩''		山 林	不動産	うち 固定資産震災損失額					㊩		うち 固定資産震災損失額					㊩'		山林所得に係る被災事業用資産の損失額	下記以外の純損失金額	㊪			平成 22 年被災純損失金額	㊪'		山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	下記以外の純損失金額	㊫			平成 22 年被災純損失金額	㊫'	
住所 (又は 事業所 事務所 居所など)		フリガナ 氏名																																																																																									
青色申告者の損失の金額	下記以外の純損失金額	㊦		円																																																																																							
	平成 22 年被災純損失金額	㊦'																																																																																									
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		㊧																																																																																									
変動所得の損失額		㊨																																																																																									
被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額	所得の種類	被災事業用 資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損 害 金 額	B 保 険 金 な ど で 補 填 さ れ る 金 額	C 差 引 損 失 額 (A-B)																																																																																				
				. .			㊩	円																																																																																			
山 林 以 外	営業等 ・農業	うち 棚卸資産震災損失額					㊩'																																																																																				
		うち 固定資産震災損失額					㊩''																																																																																				
山 林	不動産	うち 固定資産震災損失額					㊩																																																																																				
		うち 固定資産震災損失額					㊩'																																																																																				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	下記以外の純損失金額	㊪																																																																																									
	平成 22 年被災純損失金額	㊪'																																																																																									
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	下記以外の純損失金額	㊫																																																																																									
	平成 22 年被災純損失金額	㊫'																																																																																									



改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><b>書き方</b></p> <p>各欄の記入に当たっては、「平成 22 年分 所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」（以下「手引き」といいます。）によるほか、次によります。          なお、記入に当たっては、まず、「被災事業用資産の損失額」の各欄から記入してください。</p> <p><b>(1) 「青色申告者の損失の金額」欄</b>          イ 「手引き」に従い計算した「青色申告者の損失額の金額」（以下「手引きによる青色申告者の損失の金額」といいます。）が「(㉗' + ㉘' + ㉙' + ㉚' )」の金額より多い場合又は同じ場合              「下記以外の純損失金額」㉗'欄には、「手引きによる青色申告者の損失の金額」から「(㉗' + ㉘' + ㉙' + ㉚' )」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㉗' 欄には、「(㉗' + ㉘' + ㉙' + ㉚' )」の金額を書きます。          ロ イ以外の場合              「下記以外の純損失金額」㉗'欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㉗' 欄には、「手引きによる青色申告者の損失の金額」の金額を書きます。</p> <p><b>(2) 「被災事業用資産の損失額」の㉛'、㉜'、㉝' 及び㉞' 欄</b>          「手引き」に従い計算した㉛'、㉜'及び㉞'の各金額に含まれる次の各金額を書きます。          イ 「棚卸資産震災損失額」とは、棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額(災害関連支出の金額を含みます。)をいいます。          ロ 「固定資産震災損失額」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)について東日本大震災により生じた損失の金額(災害関連支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)をいいます。</p> <p><b>(3) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」欄</b>          イ 「手引き」に従い計算した「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」（以下「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」といいます。）が「㉟'」の金額より多い場合又は同じ場合              「下記以外の純損失金額」㉟'欄には、「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」から「㉟'」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㉟' 欄には、「㉟'」の金額を書きます。          ロ イ以外の場合              「下記以外の純損失金額」㉟'欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㉟' 欄には、「手引きによる山林所得に係る被災事業用資産の損失額」を書きます。</p> <p><b>(4) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」欄</b>          イ 「手引き」に従い計算した「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」（以下「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」といいます。）が「(㊱' + ㊲' + ㊳' )」の金額より多い場合又は同じ場合              「下記以外の純損失金額」㊱'欄には、「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」から「(㊱' + ㊲' + ㊳' )」の金額を差し引いた額を、「平成 22 年被災純損失金額」㊱' 欄には、「(㊱' + ㊲' + ㊳' )」の金額を書きます。          ロ イ以外の場合              「下記以外の純損失金額」㊱'欄には、「0」を、「平成 22 年被災純損失金額」㊱' 欄には、「手引きによる山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」を書きます。</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編 I：法令解釈通達）（第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p>個⑥ <u>117</u> 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書                      (略)</p>	<p>個⑥ <u>114</u> 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書                      (同左)</p>
<p>個⑥ <u>118</u> 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書                      (略)</p>	<p>個⑥ <u>115</u> 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書                      (同左)</p>

改正後

改正前

個⑧ 501-1-1 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 (一般・第 1 葉)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 (この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)			(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号			あなたの住所又は事務所	
	給与の支払者の所在地(住所)				

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	円
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	増改築等の費用の額	円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	%	%	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額を占める割合	%
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(④と⑦の少ない方)	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑦×③)	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑧)	円	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	円	円	円	備考	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑧の少ない方)(備考の(注2)参照)	円	円	円		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円	円	円		

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

◎ この申告書及び証明書は、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただく。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	年 月 日		居住開始年月日	年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	増改築等の費用の額	円	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	④のうち居住用部分の費用の額	円	
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	特定増改築等の費用の額	円	
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円	

改正後

改正前

個⑧ 501-1-2 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 (一般・第2葉以降)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 (この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号		
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥
家屋又は土地等の取得対価の額	②	円	円	増改築等の費用の額	⑦
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	㎡	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	⑩
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑩×⑧)	⑨
特定増改築等(住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑨))	⑪	円	円	年間所得の見積額	
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬	円	円	備考	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑭	円	円		

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

◎ この申告書及び証明書は、平成 年まで保存し、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただく。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

様

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等
居住開始年月日	①	年 月 日	居住開始年月日	④
家屋又は土地等の取得対価の額	②	円	増改築等の費用の額	⑦
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	③	㎡	⑦のうち居住用部分の費用の額	⑧
③又は③のうち居住用部分の床面積又は面積	③	㎡	特定増改築等の費用の額	⑩
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑭



改正後

改正前

個⑧ 501-2-1 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書 (特定増改築・第 1 葉)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 (この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所
	給与の支払者の所在地(住所)	

○ この申告書及び証明書は、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただくこと。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	① 円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑤ 円
家屋又は土地等の取得対価の額	② (下の②) 円	(下の②) 円	(下の②) 円	増改築等の費用の額	⑦ (下の⑦) 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③ (下の③) m <sup>2</sup> %	(下の③) m <sup>2</sup> %	(下の③) m <sup>2</sup> %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額を占める割合	⑧ (下の⑧) 円 %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④ 円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	⑩ 円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤ 円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑩×⑧)	⑪ 円
特定増改築等住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑫ (最高 1,000 万円) 円	円	円	年間所得の見積額	円
特定増改築等の費用の額	⑬ (下の⑬) 円	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑬と⑫の少ない方)	⑭ (最高 万円) 円	円	円	備考	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑭×2%+⑫-⑬×1%)	⑮ (100 円未満の端数切捨て) 円	円	円		

⑬ ⑬は⑫の記入に当たっては、⑬の⑬の割合と⑬の⑬の割合や⑬の⑬の割合と⑬の⑬の割合が、同じ場合は⑬の⑬の割合及び⑬の割合を、異なる場合は「年末調整で特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日  
 税務署長

様

(証明事項) (特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当)

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項目	家屋 土地等	項目	増改築等
居住開始年月日	① 年 月 日	居住開始年月日	② 年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	③ 円	増改築等の費用の額	④ 円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑤ m <sup>2</sup>	③のうち居住用部分の費用の額	⑥ 円
③又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	⑦ m <sup>2</sup>	特定増改築等の費用の額	⑧ 円
		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑨ 円

(平成 年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)



改正後

改正前

個⑧ 501-2-2 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(特定増改築・第2葉以降)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 (この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
	給与の支払者の所在地(住所)		

○この申告書及び証明書は平成 年まで保存し、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただく。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥
家屋又は土地等の取得対価の額	②	円	円	増改築等の費用の額	⑦
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	%	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	⑩
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑩×⑧)	⑪
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑪)	⑫	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額	⑬	円	円	備考	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑬と⑫の少ない方)	⑭	円	円		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑭×2%+⑫-⑬)×1	⑮	円	円		

⑩ ⑫の記入に当たっては、③欄の割合と⑧欄の割合と⑥の割合と⑪の割合が、同じ場合は③の割合、異なる場合は③の割合を、異なる場合は「年末調整で特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方」を認める。

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

様

(証明事項) (特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	①	年 月 日	居住開始年月日	②	年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	③	円	増改築等の費用の額	④	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑤	m <sup>2</sup>	④のうち居住用部分の費用の額	⑥	円
③又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	⑦	m <sup>2</sup>	特定増改築等の費用の額	⑧	円
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑨	円

(平成 年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)

改正後

改正前

個⑧ 501-3-1 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住・第1葉)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(再居住者用) 給与の支払者  
受付印

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	
	給与の支払者の所在地(住所)			

○ この申告書及び証明書は、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出しなくてはなりません。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	円
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	増改築等の費用の額	円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	%	%	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	%
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×⑥)	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑥)	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑨+⑩)	年間所得の見積額			連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	備考				
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑨と⑩の少ない方)(備考の(注2)参照)					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	(100円未満の端数切捨て)				

(注1) ④欄の記入に当たっては、⑤欄の①の割合と⑥欄の②の割合や⑥欄の③の割合と⑦欄の④の割合が、同じ場合は⑤欄の①の割合又は⑥欄の②の割合を書き、異なる場合は「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」をお読みください。  
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けたい方は、④欄及び⑥欄の記入の必要はありません。

- ◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」をお読みください。
- ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の添付が必要です。
- ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住者用)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けていることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 <span style="float: right;">印</span></p>
--	---

(証明事項)

項目	新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
	家屋	土地等	項目	増改築等
居住開始年月日	年 月 日	年 月 日	居住開始年月日	年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	増改築等の費用の額	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	㎡	㎡	⑦のうち居住用部分の費用の額	円
④又は⑥のうち居住用部分の床面積又は面積	㎡	㎡	特定増改築等の費用の額	円
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円
			再居住開始年月日	年 月 日

改正後

改正前

個⑧ 501-3-2 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住・第2葉以降)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(再居住者用) 給与の支払者 交付印

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) 標準正の氏名及びあなたとの続柄( )	
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

○ この申告書及び証明書は、平成 年まで保存し、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただく。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	住宅借入金等の内訳	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	金額等
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	円	円
② 家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	円	円
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	%	%	%	%	%
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	円	円
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	円	円	円	円	円
⑥ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑦)	円	円	円	円	円
⑦ 特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	円	円	円	円	円
⑧ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑧の少ない方)(備考の(注2)参照)	円	円	円	円	円
⑨ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額( )	円	円	円	円	円

⑨ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住者用)

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

様

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項目	家屋	土地等	増改築等
① 居住開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
② 家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円
③ 家屋又は土地等の総床面積又は総面積	㎡	㎡	㎡
④又は③のうち居住用部分の床面積又は面積	㎡	㎡	㎡
⑤ 増改築等の費用の額	円	円	円
⑥ ⑤のうち居住用部分の費用の額	円	円	円
⑦ 特定増改築等の費用の額	円	円	円
⑧ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円	円	円
再居住開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日



改正後

改正前

個⑧ 501-4-1 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住・特定増改築・第1葉)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(再居住者用)  
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) 貴業主の氏名及びあなたとの続柄( )	
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

○ この申告書及び証明書は、平成 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出してください。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	① 円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥ 円
家屋又は土地等の取得対価の額	② 円	円	円	増改築等の費用の額	⑦ 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③ 円	%	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額を占める割合	⑧ 円
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④ 円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨ 円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤ 円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩ 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪ 円	年間所得の見積額		連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額	⑫ 円	備考			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑬の少ない方)	⑬ 円				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×2%+⑭-⑮)×1%	⑭ 円				

⑭ ⑫の⑬の記入に当たっては、⑬欄の⑫の割合と⑬欄の⑫の割合と⑬欄の⑫の割合が、同じ場合は⑬欄の⑫の割合又は⑬欄の割合を書き、異なる場合は「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」を記入してください。

- ◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」をお読みください。
- ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
- ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住者用)

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

様

(証明事項) (特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	① 年 月 日		居住開始年月日	② 年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	③ 円	円	増改築等の費用の額	④ 円	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑤ 円	%	④のうち居住用部分の費用の額	⑥ 円	
③又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	⑦ 円	%	特定増改築等の費用の額	⑧ 円	
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑨ 円	
			再居住開始年月日	⑩ 年 月 日	

改正後

改正前

個⑧ 501-4-2 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住・特定増改築・第 2 葉以降)

(新設)

平成 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(再居住者用) 給与の支払者  
受印

(この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	○ この申告書及び証明書は、平成 年まで保存し、平成 年分の年末調整を受ける時までには給与の支払者に提出していただく。
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	
	給与の支払者の所在地(住所)			

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	住宅借入金等の額	③ 住宅のみ	④ 土地等のみ	⑤ 住宅及び土地等	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高
家屋又は土地等の取得対価の額	②	円	円	円	増改築等の費用の額
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	㎡	㎡	㎡	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額を占める割合
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑥×⑤)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑥)	⑧	円	円	円	年間所得の見積額
特定増改築等の費用の額	⑨	円	円	円	備考
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑧と⑨の少ない方)	⑩	円	円	円	標準償還率による住宅借入金等の年末残高
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×2%+(⑧-⑩)×1%)	⑪	円	円	円	

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方へ(再居住者用)」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(再居住者用)

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長 印

様

(証明事項)				(特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当)			
新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	家屋	土地等		項目	増改築等		
居住開始年月日	①	年 月 日		居住開始年月日	②	年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	③	円	④	円	増改築等の費用の額	⑤	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑥	㎡	⑦	㎡	⑤のうち居住用部分の費用の額	⑧	円
⑥又は⑦のうち居住用部分の床面積又は面積	⑨	㎡	⑩	㎡	特定増改築等の費用の額	⑪	円
				(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑫	円	
				再居住開始年月日	⑬	年 月 日	

(平成 年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)



改正後

個⑨ 001 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

様

平成30年6月15日 税務署長

確定申告の際には、必ず予定納税額（第1期分と第2期分の合計額）を記載し、捺印してください。

**平成30年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）**

● 予定納税について  
 あなたの平成30年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。  
 予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑤の金額）が15万円以上であった方が、社会の負担上、平成30年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税基準額	円
第1期分	
第2期分	

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【振替日】 第1期分：平成30年7月31日 第2期分：平成30年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記振替日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分：平成30年7月1日～同年7月31日 第2期分：平成30年11月1日～同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

**予定納税基準額の計算の基礎** ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
平成29年分の申告所得金額 (所得課税の所得に当たります。)	①
①の金額のうち贈与、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引所得金額 (① - ②)	③
平成29年分の分離課税の上乗課税等の相当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 (③ - ⑤)	⑥
⑥に対する税率	⑦
税 上 の ⑥ に対する税額	⑧
税 上 の ⑦ に対する税額	⑨
合 計	⑩
差引所得税額 (⑩ - ⑧)	⑪

所得税に係る外国租税控除	⑫
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑬の金額)	⑬
差引所得税額 (⑩ - ⑫ - ⑬)	⑭ (※⑭のときは0)
復興特別所得税額相当金額 (⑭ × 2.1%)	⑮
予 定 納 税 基 準 額 (⑭ + ⑮)	⑯

⑬の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
平成29年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑰
⑰のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑱
差 引 税 額 (⑰ - ⑱)	⑲
⑲のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑲ × 200 / 202.1)	⑳

詳しくは、同封の『平成30年分 予定納税について』をご覧ください。

改正前

個⑨ 001 所得税の予定納税額の通知書（一般用）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

様

平成29年6月15日 税務署長

この通知書は、平成29年分の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

**平成29年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）**

予定納税は、前年分（平成28年分）の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合にしなければならないことになっています。あなたの平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税基準額及び第1期分、第2期分の予定納税額（それぞれ予定納税基準額の3分の1に当たる金額です。）を、右のとおりお知らせします。

予定納税基準額 (平成29年分の所得税及び復興特別所得税の申告納税額に当たります。)	円
第1期分 (平成29年7月1日から7月31日まで)	
第2期分 (平成29年11月1日から11月30日まで)	

● 納税について  
 第1期分は、平成29年7月1日から同年7月31日までに、第2期分は、平成29年11月1日から同年11月30日までに納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。  
 ○ 振替納税の手続きをされている方は、それぞれの納税の最終日に、あなたが指定した金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされますので、この分ではお支払いの必要はありません。  
 ○ 振替納税の手続きをされていない方は、同封の納付書(第2期分については後日送付します。)により、金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください(納付に当たっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、eTaxホームページ(www.eTax.na.go.jp)をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。)  
 なお、第1期分又は第2期分の納付金額が30万円以下の場合は、同封のバーコード付納付書(第2期分については後日送付します。)によりコンビニエンスストアで納付できます。  
 ○ 納税が滞り込めると、それぞれ期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

● 減額申請について  
 疾病、休業、失業、災害・酒類・煙草による損害や医療費の支出、華況不振、控除対象扶養親縁の増加などのため、平成29年分の申告納税見込額が上に記載した予定納税基準額より少なくなると見込まれる方は、原則として7月18日までに税務署に予定納税額の減額申請書を出して承認を受け、その減額後の申告納税見込額に基づいて予定納税をすることができます(申請書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。)。  
 ○ 詳しいことは、同封の『平成29年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税について』をお読みください。また、お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

**予定納税基準額の計算の基礎**

予定納税基準額は、原則として、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同じですが、平成28年分の所得金額のうちに課税所得や一時所得などの一定の所得の金額が含まれているとき又は外国租税控除の適用があるときなどは、次により計算しています。

区 分	金 額
平成28年分の申告所得金額 (所得課税の所得に当たります。)	①
①の金額のうち贈与、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引所得金額 (① - ②)	③
平成28年分の分離課税の上乗課税等の相当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 (③ - ⑤)	⑥
⑥に対する税率	⑦
税 上 の ⑥ に対する税額	⑧
税 上 の ⑦ に対する税額	⑨
合 計	⑩
差引所得税額 (⑩ - ⑧)	⑪

所得税に係る外国租税控除	⑫
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑬の金額)	⑬
差引所得税額 (⑩ - ⑫ - ⑬)	⑭ (※⑭のときは0)
復興特別所得税額相当金額 (⑭ × 2.1%)	⑮
予 定 納 税 基 準 額 (⑭ + ⑮)	⑯

⑬の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
平成28年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑰
⑰のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑱
差 引 税 額 (⑰ - ⑱)	⑲
⑲のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑲ × 200 / 202.1)	⑳



改正後

個⑨ 002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

〒 0000-0000

**確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、捺印してください。**

平成30年6月15日

様

税務署長の氏名記載及び署名印の捺印は省略してあります。

税務署長

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について  
あなたの平成30年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㊸の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、平成30年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、去年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより計算します。

予定納税基準額		円
第1期分		
第2期分		

※申請納税利用  
金融機関名

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【振替日】 第1期分:平成30年7月31日 第2期分:平成30年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記振替日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:平成30年7月1日～同年7月31日 第2期分:平成30年11月1日～同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は表により計算しています。

区 分	金 額	円
平成29年分の所得金額 (所得控除の適用は含まれていません。)	①	
①の金額のうち、贈与、一時金及び雑所得の各所得の金額	②	
差引所得金額 (① - ②)	③	
平成29年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (③ - ⑤)	⑥	
平成29年分の変動所得たる雑所得の金額	⑦	
差 引 金 額 (⑥ - ⑦)	⑧	
調整所 [(⑧ × 100 × 1.1) ÷ 100] 等金額 [又は (⑧ × 1.1)]	⑨	
特別所得金額 (⑧ - ⑨)	⑩	
調整所得金額に対する平均税率及び税率	⑪	%
特別所得金額に対する税率 [(⑩ × 10) ÷ 100] 等税率	⑫	%
⑫ に対する税額	⑬	

課税される所得金額 に對する税額 [(⑧ - ⑨) × ⑫]	⑭	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑮	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑯	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑰	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑱	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑲	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑳	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉑	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉒	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉓	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉔	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉕	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉖	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉗	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉘	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉙	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉚	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉛	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉜	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉝	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉞	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉟	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊱	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊲	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊳	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊴	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊵	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊶	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊷	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊸	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊹	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊺	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊻	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊼	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊽	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊾	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊿	

詳しくは、同封の『平成30年分 予定納税について』をご覧ください。

改正前

個⑨ 002 所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある人用）

〒 0000-0000

この通知書は、平成29年分の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

平成29年6月15日

様

税務署長の氏名記載及び署名印の捺印は省略してあります。

税務署長

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

予定納税は、前年分（平成28年分）の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合にしなければならないことになっています。

あなたの平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税基準額及び第1期分、第2期分の予定納税額（それぞれ予定納税基準額の3分の1に当たる金額です。）を、右のとおりお知らせします。

予定納税基準額 (平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した金額)		円
第1期分 (平成29年7月1日から7月31日まで)		
第2期分 (平成29年11月1日から11月30日まで)		

※申請納税利用  
金融機関名

○納税について  
第1期分は、平成29年7月1日から同年7月31日までに、第2期分は、平成29年11月1日から同年11月30日までに納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

○納税の手続きをされていない方は、それぞれの納付の最終日に、あなたが指定した金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされますので、ご自分では支払わないようにしてください。

○納税の手続きをされている方は、同封の納付書(第2期分については後日送付します。)により、金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付に当たっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.go.jp) をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

○なお、第1期分又は第2期分の納付金額が30万円以下の場合は、同封のバーコード納付書(第2期分については後日送付します。)によりコンビニエンスストアで納付できます。

○納税が滞ると、それぞれ期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

○減額申請について  
産業、休業、失業、災害・盗難・横領による損害や医療費の支出、障がい者、遺贈対象扶養親族の増加などのため、平成29年分の申告納税見積額が上に記載した予定納税基準額より少なくなる見込まれる方は、原則として7月18日までに税務署に予定納税額の減額申請書を提出して承認を受け、その減額後の申告納税見積額に基づいて予定納税をすることができます(申請書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています)。

○詳しいことは、同封の『平成29年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税について』をお読みください。また、お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

予定納税基準額の計算の基礎

予定納税基準額は、原則として、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告納税額と同じですが、平成28年分の所得金額のうちに課税所得や一時所得などの一定の所得の金額が含まれているとき又は外国税額控除の適用があるときは、次により計算しています。

区 分	金 額	円
平成28年分の所得金額 (所得控除の適用は含まれていません。)	①	
①の金額のうち、贈与、一時金及び雑所得の金額	②	
差引所得金額 (① - ②)	③	
平成28年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (③ - ⑤)	⑥	
平成28年分の変動所得たる雑所得の金額	⑦	
差 引 金 額 (⑥ - ⑦)	⑧	
調整所 [(⑧ × 100 × 1.1) ÷ 100] 等金額 [又は (⑧ × 1.1)]	⑨	
特別所得金額 (⑧ - ⑨)	⑩	
調整所得金額に対する平均税率及び税率	⑪	%
特別所得金額に対する税率 [(⑩ × 10) ÷ 100] 等税率	⑫	%
⑫ に対する税額	⑬	

課税される所得金額 に對する税額 [(⑧ - ⑨) × ⑫]	⑭	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑮	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑯	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑰	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑱	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	⑲	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉑	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉒	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉓	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉔	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉕	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉖	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉗	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉘	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉙	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉚	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉛	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉜	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉝	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉞	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㉟	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊱	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊲	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊳	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊴	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊵	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊶	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊷	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊸	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊹	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊺	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊻	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊼	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊽	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊾	
特別所得に對する特別税率 (15%) 等税率	㊿	

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																		
<p>個 12-302 消費税及び地方消費税の通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">納税地</td> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">第 号 (整理番号)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">税務署長 _____ 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日 課税期間分 ( ) の消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">A 既決定額 ( )</th> <th style="width:10%;">B 調査額 ( )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>課税標準額</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>消費税額</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>控除額大減額税額</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>控除対象仕入税額</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>返還等対象に係る税額</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>税戻額に係る税額</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>調整税額小計 (4+5+6)</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>課税標準額の税額 (2+3-7)</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足還付税額 (7-2-3)</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>繰上控除税額</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>繰引税額 (8-10)</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付税額</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>納付税額 (11-12)</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付税額 (12-11)</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>課上となる消費税額 繰引税額</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>課税額 還付額</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>納税額</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付額</td><td>19</td><td></td></tr> <tr><td>納付課税額 (18-19)</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付課税額 (19-18)</td><td>21</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)</td><td>23</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">賦課した加算税の額の計算明細</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width:10%;">加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">本 税 額</th> <th style="width:10%;">過少申告加算税額</th> <th style="width:10%;">無申告加算税額</th> <th style="width:10%;">重 加 算 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付すべき税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減少する税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">この通知書に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。 ( ) ページのうち ( ) ページ目</p> </div> <td style="vertical-align: top;"> <p>個 12-302 消費税及び地方消費税の通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">納税地</td> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">税務署長 _____ 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日 課税期間分 ( ) の消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定したので通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">A 既決定額 ( )</th> <th style="width:10%;">B 調査額 ( )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>課税標準額</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>消費税額</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>控除額大減額税額</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>控除対象仕入税額</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>返還等対象に係る税額</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>税戻額に係る税額</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>調整税額小計 (4+5+6)</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>課税標準額の税額 (2+3-7)</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足還付税額 (7-2-3)</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>繰上控除税額</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>繰引税額 (8-10)</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付税額</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>納付税額 (11-12)</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付税額 (12-11)</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>課上となる消費税額 繰引税額</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>課税額 還付額</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>納税額</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付額</td><td>19</td><td></td></tr> <tr><td>納付課税額 (18-19)</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付課税額 (19-18)</td><td>21</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)</td><td>23</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">賦課した加算税の額の計算明細</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width:10%;">加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">本 税 額</th> <th style="width:10%;">過少申告加算税額</th> <th style="width:10%;">無申告加算税額</th> <th style="width:10%;">重 加 算 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付すべき税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減少する税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">この通知書に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。 ( ) のうち ( ) 日</p> </div> </td>	納税地	第 号 (整理番号)	氏 名	年 月 日	区 分	A 既決定額 ( )	B 調査額 ( )	課税標準額	1		消費税額	2		控除額大減額税額	3		控除対象仕入税額	4		返還等対象に係る税額	5		税戻額に係る税額	6		調整税額小計 (4+5+6)	7		課税標準額の税額 (2+3-7)	8		控除不足還付税額 (7-2-3)	9		繰上控除税額	10		繰引税額 (8-10)	11		中間納付税額	12		納付税額 (11-12)	13		中間納付還付税額 (12-11)	14		地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)	15		課上となる消費税額 繰引税額	16		課税額 還付額	17		納税額	18		中間納付還付額	19		納付課税額 (18-19)	20		中間納付還付課税額 (19-18)	21		消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)	22		消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23		賦課した加算税の額の計算明細				区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額		重加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額		区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額	納付すべき税額					減少する税額					還 付 金 額					<p>個 12-302 消費税及び地方消費税の通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">納税地</td> <td style="width:25%; border: 1px solid black;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">税務署長 _____ 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日 課税期間分 ( ) の消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定したので通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">A 既決定額 ( )</th> <th style="width:10%;">B 調査額 ( )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>課税標準額</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>消費税額</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>控除額大減額税額</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>控除対象仕入税額</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>返還等対象に係る税額</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>税戻額に係る税額</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>調整税額小計 (4+5+6)</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>課税標準額の税額 (2+3-7)</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足還付税額 (7-2-3)</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>繰上控除税額</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>繰引税額 (8-10)</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付税額</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>納付税額 (11-12)</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付税額 (12-11)</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>課上となる消費税額 繰引税額</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>課税額 還付額</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>納税額</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付額</td><td>19</td><td></td></tr> <tr><td>納付課税額 (18-19)</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>中間納付還付課税額 (19-18)</td><td>21</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)</td><td>23</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">賦課した加算税の額の計算明細</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width:10%;">加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">本 税 額</th> <th style="width:10%;">過少申告加算税額</th> <th style="width:10%;">無申告加算税額</th> <th style="width:10%;">重 加 算 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付すべき税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減少する税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">この通知書に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。 ( ) のうち ( ) 日</p> </div>	納税地	第 号	氏 名	年 月 日	区 分	A 既決定額 ( )	B 調査額 ( )	課税標準額	1		消費税額	2		控除額大減額税額	3		控除対象仕入税額	4		返還等対象に係る税額	5		税戻額に係る税額	6		調整税額小計 (4+5+6)	7		課税標準額の税額 (2+3-7)	8		控除不足還付税額 (7-2-3)	9		繰上控除税額	10		繰引税額 (8-10)	11		中間納付税額	12		納付税額 (11-12)	13		中間納付還付税額 (12-11)	14		地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)	15		課上となる消費税額 繰引税額	16		課税額 還付額	17		納税額	18		中間納付還付額	19		納付課税額 (18-19)	20		中間納付還付課税額 (19-18)	21		消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)	22		消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23		賦課した加算税の額の計算明細				区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額		重加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額		区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額	納付すべき税額					減少する税額					還 付 金 額				
納税地	第 号 (整理番号)																																																																																																																																																																																																																																		
氏 名	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																		
区 分	A 既決定額 ( )	B 調査額 ( )																																																																																																																																																																																																																																	
課税標準額	1																																																																																																																																																																																																																																		
消費税額	2																																																																																																																																																																																																																																		
控除額大減額税額	3																																																																																																																																																																																																																																		
控除対象仕入税額	4																																																																																																																																																																																																																																		
返還等対象に係る税額	5																																																																																																																																																																																																																																		
税戻額に係る税額	6																																																																																																																																																																																																																																		
調整税額小計 (4+5+6)	7																																																																																																																																																																																																																																		
課税標準額の税額 (2+3-7)	8																																																																																																																																																																																																																																		
控除不足還付税額 (7-2-3)	9																																																																																																																																																																																																																																		
繰上控除税額	10																																																																																																																																																																																																																																		
繰引税額 (8-10)	11																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付税額	12																																																																																																																																																																																																																																		
納付税額 (11-12)	13																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付税額 (12-11)	14																																																																																																																																																																																																																																		
地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)	15																																																																																																																																																																																																																																		
課上となる消費税額 繰引税額	16																																																																																																																																																																																																																																		
課税額 還付額	17																																																																																																																																																																																																																																		
納税額	18																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付額	19																																																																																																																																																																																																																																		
納付課税額 (18-19)	20																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付課税額 (19-18)	21																																																																																																																																																																																																																																		
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)	22																																																																																																																																																																																																																																		
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23																																																																																																																																																																																																																																		
賦課した加算税の額の計算明細																																																																																																																																																																																																																																			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額																																																																																																																																																																																																																																	
申告加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
重加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額																																																																																																																																																																																																																															
納付すべき税額																																																																																																																																																																																																																																			
減少する税額																																																																																																																																																																																																																																			
還 付 金 額																																																																																																																																																																																																																																			
納税地	第 号																																																																																																																																																																																																																																		
氏 名	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																		
区 分	A 既決定額 ( )	B 調査額 ( )																																																																																																																																																																																																																																	
課税標準額	1																																																																																																																																																																																																																																		
消費税額	2																																																																																																																																																																																																																																		
控除額大減額税額	3																																																																																																																																																																																																																																		
控除対象仕入税額	4																																																																																																																																																																																																																																		
返還等対象に係る税額	5																																																																																																																																																																																																																																		
税戻額に係る税額	6																																																																																																																																																																																																																																		
調整税額小計 (4+5+6)	7																																																																																																																																																																																																																																		
課税標準額の税額 (2+3-7)	8																																																																																																																																																																																																																																		
控除不足還付税額 (7-2-3)	9																																																																																																																																																																																																																																		
繰上控除税額	10																																																																																																																																																																																																																																		
繰引税額 (8-10)	11																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付税額	12																																																																																																																																																																																																																																		
納付税額 (11-12)	13																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付税額 (12-11)	14																																																																																																																																																																																																																																		
地方消費税の課税額 (控除不足還付税額)	15																																																																																																																																																																																																																																		
課上となる消費税額 繰引税額	16																																																																																																																																																																																																																																		
課税額 還付額	17																																																																																																																																																																																																																																		
納税額	18																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付額	19																																																																																																																																																																																																																																		
納付課税額 (18-19)	20																																																																																																																																																																																																																																		
中間納付還付課税額 (19-18)	21																																																																																																																																																																																																																																		
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+14-9-10-17-21)	22																																																																																																																																																																																																																																		
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23																																																																																																																																																																																																																																		
賦課した加算税の額の計算明細																																																																																																																																																																																																																																			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額																																																																																																																																																																																																																																	
申告加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
重加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																		
区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額																																																																																																																																																																																																																															
納付すべき税額																																																																																																																																																																																																																																			
減少する税額																																																																																																																																																																																																																																			
還 付 金 額																																																																																																																																																																																																																																			

改 正 後	改 正 前																																						
<p>個 12-304 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">納税地</td> <td style="width:55%; border: 1px solid black; padding: 5px;">第 号 (整理番号)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">殿</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">税務署長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を 下記のとおり賦課決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:40%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width:50%;">加 算 税 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告 加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。</p> <p>○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p> <p>この処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> <p style="text-align: center;">( ) ページのうち ( ) ページ目</p> </div>	納税地	第 号 (整理番号)	氏 名	年 月 日	殿	税務署長	区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	申告 加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>		重加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>		<p>個 12-304 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; border: 1px solid black; padding: 5px;">納税地</td> <td style="width:55%; border: 1px solid black; padding: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">殿</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">税務署長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を 下記のとおり賦課決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:40%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width:50%;">加 算 税 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告 加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び繰入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。</p> <p>○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p> <p>この処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> <p style="text-align: center;">( ) のうち ( ) 日</p> </div>	納税地	第 号	氏 名	年 月 日	殿	税務署長	区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	申告 加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>		重加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>	
納税地	第 号 (整理番号)																																						
氏 名	年 月 日																																						
殿	税務署長																																						
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額																																					
申告 加算税	賦課決定額	円																																					
	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>																																						
重加算税	賦課決定額	円																																					
	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>																																						
納税地	第 号																																						
氏 名	年 月 日																																						
殿	税務署長																																						
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額																																					
申告 加算税	賦課決定額	円																																					
	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>																																						
重加算税	賦課決定額	円																																					
	変更決定後の賦課決定額 <small>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額</small>																																						



別紙 個人課税事務提要新旧対照表 (様式編 I : 法令解釈通達) (第 12 章 更正、決定等事務)

改 正 後	改 正 前
<p>個 12-312 消費税及び地方消費税の更正決定等通知書 (処分の理由次葉)</p> <div data-bbox="362 405 1234 1740" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(整理番号)</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日 課 税 期 間 分</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <div style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"> <!-- Lined area for reasons --> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">次 葉</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">( ) ページのうち ( ) ページ目</p> </div>	<p>個 12-312 消費税及び地方消費税の更正決定等通知書 (処分の理由次葉)</p> <div data-bbox="1584 422 2579 1646" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(整理番号)</p> <p>自 年 月 日 至 年 月 日 課 税 期 間 分</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <p>○ 処分の理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 450px; margin-top: 10px;"> <!-- Lined area for reasons --> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">次 葉</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">( ) ページのうち ( ) ページ目</p> </div>